

議案第 4 1 号

専決処分の承認を求めることについて  
(阿見町都市計画税条例の一部改正について)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 6 日 提出

阿見町長 千葉 繁

専決処分第 2 号

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

阿見町長 千葉



記

阿見町都市計画税条例の一部改正について

## 阿見町都市計画税条例の一部を改正する条例

阿見町都市計画税条例(昭和56年阿見町条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第15項中「第10項, 第14項から第18項まで, 第20項, 第21項, 第25項, 第28項, 第32項から第36項まで, 第39項, 第40項若しくは第44項」を「第9項, 第13項から第17項まで, 第19項, 第20項, 第24項, 第27項, 第31項から第35項まで, 第38項, 第39項, 第43項若しくは第46項」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き, この条例による改正後の町都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は, 令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し, 令和4年度分までの都市計画税については, なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については, 同項中「, 第43項若しくは第46項」とあるのは, 「若しくは第43項」とする。

阿見町都市計画税条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>附 則</p> <p>1 (略) (法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5～14 (略)</p> <p>15 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>16 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5～14 (略)</p> <p>15 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>16 (略)</p>	

## 専決処分説明資料

### 条例改正の概要

令和5年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月28日国会において可決成立したことを受け、当該改正を町都市計画税条例に反映させる必要が生じたため、専決処分により改正したものである。

### 改正点

附則第2項～第4項関係… 地方税法改正の項ずれに伴う規定の整理。

附則第15項関係… 地方税法改正の項ずれに伴う規定の整理。